

## わが国の採血基準の改正の経緯(概略)

昭和31年 (1956年)	【採血及び供血あつせん業取締法施行】 施行規則で採血基準を制定
昭和61年 (1986年)	400mL全血採血、血漿成分採血及び血小板成分採血を追加
平成3年 (1991年)	血圧などの基準の緩和、成分採血時の献血量の上限や血液の比重の値などの見直し
平成11年 (1999年)	全血採血及び血漿成分採血について年齢の上限引き上げ ・64歳→69歳